



タイトル

## 水道メーターの設置誤りによる上下水道料金の誤請求について

<項目> (あてはまるものすべてにチェック)

イベント・会議等の事前周知依頼

イベント・会議等の取材依頼

イベント会議以外の事業の周知依頼

参加者募集の告知依頼

■ その他 (

) 全 1 枚 (本紙含)

<概要>

平成 21 年 11 月、つくば市東光台地内の集合住宅において、検定期間満了に伴う水道メーターを交換する際に受託業者が誤って 2 部屋間で水道メーターを取り違えて設置した。平成 29 年 2 月に、一方の部屋の退去に伴い水道メーターの設置誤りを確認した。7 年間に渡り各使用者に上下水道料金を誤って請求しお支払いいただいていたことが判明した。

### ● 誤請求の内容

1 平成 21 年 12 月から平成 28 年 12 月まで

2 金額

使用者	誤った金額	正しい金額	精算額
A 様	473,994 円	218,663 円	255,331 円の返金
B 様	218,663 円	473,994 円	255,331 円の不足 (業者負担)

### ● 原因

メーター交換の際に受託業者が十分にメーター番号を確認せずに設置した。

### ● 再発防止策

今後、受託業者に対して、水道メーターの設置にあたっては、より一層メーター番号等を確認して設置するよう指導する。

### ● 対応

A 様、B 様にはそれぞれ訪問し、事情を説明し謝罪を行い、次のとおり対応することで了解を得た。

・ A 様につきましては、3 月末までに全額返金する。

・ B 様の不足分につきましては、受託業者の方で全額負担する。